

十和田八幡平国立公園（十和田八甲田地域）の 公園区域及び公園計画の変更案の概要

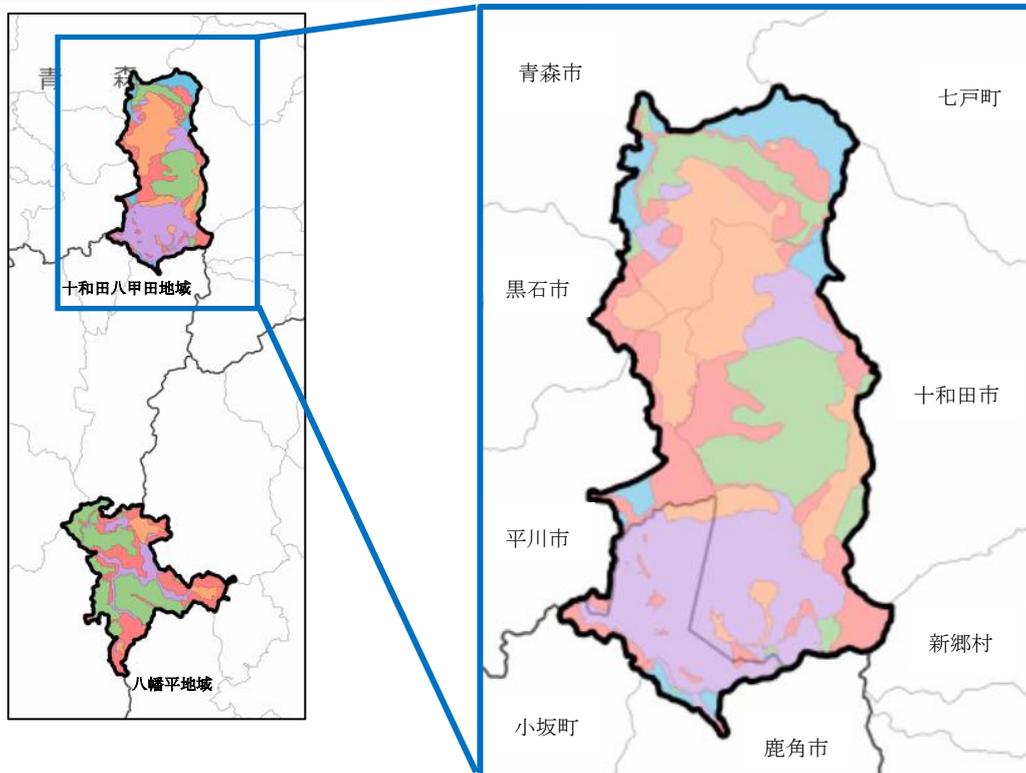
1. 背景

十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田連峰から構成される「十和田八甲田地域」と、その南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなります。昭和11年2月1日に十和田湖、八甲田連峰の原生的な自然環境、奥入瀬の溪流美を中核とした十和田八甲田地域が、わが国を代表する傑出した自然の風景地として十和田国立公園に指定され、その後、昭和31年7月10日に多様な火山景観を中核とする八幡平地域が追加指定され、現在の公園名に改称されました。

本公園は、カルデラ湖、火山連峰、原生的な自然林及び峡谷を風景形式とし、火山活動に関わる景観要素（成層火山、火山性高原、カルデラ、溶岩流、火山現象、温泉等）、水に関わる景観要素（カルデラ湖等の湖沼、峡谷、高層湿原、池塘等）、その他の景観要素（原生的な自然林、高山植物群落、湯治場等の文化景観等）から構成されています。本公園のテーマは「みちのくの脊梁～原生林が彩る静謐の湖水、息づく火山と奥山の湯治場」です。

今回の第4次点検においては、前回点検（平成15年実施）時からの現地の利用実態、社会情勢の変化等を勘案し、単独施設や歩道の追加等、必要な変更を行うものです。

十和田八幡平国立公園（十和田八甲田地域）



2. 変更案のポイント

- ・利用拠点としての機能が期待される酸ヶ湯、休屋及び生出において、集団施設地区の変更を行います。
- ・社会情勢及び利用実態の変化を踏まえ、既存の利用施設計画の見直しを行います。

3. 変更案の詳細

利用施設計画の変更

ア 集団施設地区

- ・変更 酸ヶ湯、休屋、生出

イ 単独施設

- ・追加 駐車場（子の口）

ウ 道路

- ・追加 自籠岩線道路（歩道）、わんぱく線道路（歩道）
- ・削除 駒ヶ峰線道路（歩道）、元山峠線道路（歩道）
- ・変更 南八甲田縦走線道路（歩道）

エ 運輸施設

- ・変更 十和田湖線（船舶運送施設）